

平成21年 福島町議会の評価

評価期間：平成20年1月～12月
 評価決定：21年1月22日 議会運営委員会

評価の分類：○＝「概ね一定の水準にある」 △＝「一部水準に達していない」 ▲＝「取り組みが必要」

主要評価項目	具体的な項目	19年 評価	20年 評価	21年 評価	摘 要
1. 議会の活性化度	①一般質問	▲	○	△	質問者数・項目が全道・全国平均より多くなっているが、特定の議員に偏っている。
	②質疑	△	○	○	質疑の回数制限規定を廃止したことにより質疑の回数は全体的に増加しているが、内容の充実を要する。
	③討論	△	△	▲	活性化を図る目的で討論の交互規定を廃止（19年）したが、一定の目的を達成していない。論点・争点を明確化する認識が不足している。
	④討議	—	△	▲	所管事務調査のまとめなどにおいて、議員同士の討議による合意形成が図られていない。「合議制の役割」、「討議論点・争点の明確化」、「議員間の討議」などの必要性の認識が不足している。
	⑤議員提案	○	△	○	議会運営等に関する条例の提案数は過去最高となったが、議員が真に主体となった政策提案が課題。
2. 議会の公開度	①委員会の公開	○	○	○	委員会条例を改正し、「公開」としている。（16年）
	②審議記録の公開	○	○	○	議会ホームページですべて公開。
	③審議前の会議資料の公開	○	○	○	ホームページの容量的制限を受けないもの（予算書などの大容量）以外は、基本的にすべて公開。
	④議会経費の公開	○	○	○	決算内容を含め、交際費・政務調査費などの詳細をすべて公開。
	⑤視察報告の公開	○	○	○	議会及びホームページなどで公開。
	⑥全員協議会の公開	○	○	○	基本的に全て公開。
	⑦会議公開の充実（会議の放映）	△	△	△	ロビーを含めて庁舎内すべてにテレビ放映（12年）。19年からインターネット放映が課題。
3. 議会の報告度	①議会だより・速報版等の発行	○	○	○	内容の充実と発行日数の短縮を図っている。
	②議会ホームページの運用	○	○	○	18年から3年連続でマニフェスト大賞のホームページ部門にノミネートされ、20年11月に第3回ベストホームページ賞を受賞。課題となっていた議会単独のドメインを取得し、サーバー容量を拡大した。
4. 住民参加度	①懇談会の開催	○	○	○	町民からの要望による開催や、議員による主体的な課題に対する取り組みが必要。
	②議会報告会の開催	○	○	○	議会基本条例の制定に関する懇談会等による意見交換の実施。
	③傍聴者への対応と参加度	△	○	△	議員と同様の議案、資料の配布対応（11年）。20年第1回定例会の一般質問も夜間議会で開催したが、傍聴者は前年の半以下となった。
	④休日・夜間議会に替えた方策	△	△	△	19年から引き続き、インターネット放映が課題。

主要評価項目	具体的な項目	19年 評価	20年 評価	21年 評価	摘 要
5. 議会の民主度	①一般質問の一問一答方式	○	○	○	一問一答方式は実施済み（12年）。質問の回数と時間制限の規定は廃止した（20年）。
	②対面方式	○	○	○	庁舎建設時から実施（6年）
	③一般質問の答弁書配付	○	○	○	13年9月議会から実施。
6. 議会の監視度	①長との適正な関係の維持	○	○	○	執行者側に、議員等からの働きかけを受けた場合の取扱規定の制定を決議し、議会側としては「福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例」を制定した。
	②全員協議会の適切な運用	○	○	○	議案の事前協議となる執行者からの要請による開催は基本的にしない。
	③議会権能(牽(けん)制・批判・監視等)の適切な遂行	○	○	○	資質向上による権能のさらなる充実が課題。
7. 議会の専門度	①政策立案・審議能力の向上強化	△	△	△	議員間討議の活性化と議員（議会）が主体となった政策立案については、昨年に引き続き課題である。火葬場建設に関する調査特別委員会の審議では、一定の役割が図られた。（規模・予算額の適正化）
	②議決権範囲の拡大	○	○	○	総合開発計画の「基本計画」を議決事項として追加（17年）。議会基本条例の提案では、昨年の課題となっていた、福祉計画や住宅マスタープランなどを盛り込んだ。
	③所管事務調査の充実強化	△	△	○	引き続き、問題点に対する改善策や対応策の結論付けを導くための議員討議の活性化などが課題。
8. 事務局の充実度	①議場・委員会室の整備充実	○	○	○	引き続き、委員会室のテレビ放映（庁舎内）が課題。
	②事務局の充実強化	○	○	○	情報公開の迅速化、充実した情報・資料収集（提供）、法務能力の向上など、さらなる資質等の向上を望む。
9. 適正な議会機能	①法規定以外の執行部付属機関への委員就任廃止	○	○	○	法定となっている、民生委員推薦会・都市計画審議会・青少年問題協議会のみ議員が就任している。条例等で規定していた、公営住宅入居者選考委員会などの委員からすべて退いた（16年）。
	②適正な議会経費	○	○	△	議員定数や報酬の削減、費用弁償の廃止など、厳しい財政下での徹底した対応を行っているが、地方分権が進み、さらに議会・議員の役割の重要性が求められ、その目的を達成する活動（会議）が多くなっている現状では、議会歳費の適正な検討を要することも課題としなければならない。
	③系統議長会の体制整備	△	△	△	引き続き、ホームページの充実を要望（資料提供・道内の町村議会のリンク等々）
	④議会の自主性強化	○	○	○	議会活性化の報告書（全国町村議会議長会）等を参考に、「議会の主役は議員」、「住民が参画（協働）する議会」、「変化を恐れない議会」の三つの視点での具体気な取り組み事項を議会基本条例に規定した。終焉のない継続的な議会改革により議会の役割を遂行する実行計画を示していくことが重要。
10. 研修活動の充実強化	①研修の効率的な取り組み	○	○	○	勉強会や議員研修会を実施。政務調査費や自費による主体的な視察・研修も実施している。課題となっていた「議員研修条例」も制定。全議員による政務調査費の活用による資質向上が課題。